

控
用

平成23年分贈与税の修正申告書（別表）

		受贈者の氏名	(単位は円)										
I 暦年課税分	① 修正前の課税額（第一表）												
	財産の価額の合計額（課税価格）	①											
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	②											
	基礎控除額	③											
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④											
	④に対する税額	⑤											
	外国税額の控除額	⑥											
差引税額（⑤－⑥）	⑦												
相続時精算課税分													
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧											
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨											
III 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩											
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪											
	農地等納税猶予税額	⑫											
	株式等納税猶予税額	⑬											
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭											
住宅取得等資金の非課税分	② 修正前の非課税額（第一表の二）												
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	②⑥										
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	②⑦										
	非課税額の計算 限度	平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額（最高1,500万円）	②⑧										
		非課税限度額（1,000万円（又は1,500万円－②⑧））	②⑨										
	贈与者の金額の計算 の適用を受け	②⑩のうち非課税の適用を受ける金額	③①										
		②⑪のうち非課税の適用を受ける金額	③②										
		非課税の適用を受ける金額の合計額（③①＋③②）	③③										
	贈与者の金額の計算 に算入される	②⑩のうち課税価格に算入される金額（③①－③③）	③④										
		②⑪のうち課税価格に算入される金額（③②－③④）	③⑤										
相続時精算課税分	③ 修正前の課税額（第二表）												
	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額（第一表）」及び「④ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。											
	財産の価額の合計額（課税価格）	①⑦											
	特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	①⑧										
		特別控除額の残額（2,500万円－①⑧）	①⑨										
		特別控除額（①⑦の金額と①⑨の金額のいずれか低い金額）	①⑩										
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－①⑩－①⑨）	①⑪										
	税額の計算	①⑩の控除後の課税価格（①⑦－①⑩）【1,000円未満切捨て】	②②										
		②②に対する税額（②②×20％）	②③										
		外国税額の控除額	②④										
	差引税額（②③－②④）	②⑤											
④ 修正申告によって異動した事項													
異動の内容													
異動の理由													

控
用

平成22年分贈与税の修正申告書（別表）

		受贈者の氏名	(単位は円)										
I 暦年課税分	① 修正前の課税額（第一表）												
	財産の価額の合計額（課税価格）	①											
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	②											
	基礎控除額	③											
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④											
	④に対する税額	⑤											
	外国税額の控除額	⑥											
差引税額（⑤－⑥）	⑦												
相続時精算課税分													
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧											
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨											
III 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩											
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪											
	農地等納税猶予税額	⑫											
	株式等納税猶予税額	⑬											
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭											
住宅取得等資金の非課税分	② 修正前の非課税額（第一表の二）												
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	②⑥										
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	②⑦										
	非課税額の計算 限度	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額（最高500万円）	②⑧										
		非課税限度額（1,500万円（又は500万円－②⑧））	②⑨										
	贈与者の金額の計算 の適用を受け	②⑩のうち非課税の適用を受ける金額	③①										
		②⑪のうち非課税の適用を受ける金額	③②										
		非課税の適用を受ける金額の合計額（③①＋③②）	③③										
	贈与者の金額の計算 に算入される	②⑩のうち課税価格に算入される金額（③①－③③）	③④										
		②⑪のうち課税価格に算入される金額（③②－③④）	③⑤										
相続時精算課税分	③ 修正前の課税額（第二表）												
	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額（第一表）」及び「④ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。											
	財産の価額の合計額（課税価格）	①⑦											
	特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	①⑧										
		特別控除額の残額（2,500万円－①⑧）	①⑨										
		特別控除額（①⑦の金額と①⑨の金額のいずれか低い金額）	①⑩										
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－①⑩－①⑨）	①⑪										
	税額の計算	①⑩の控除後の課税価格（①⑦－①⑩）【1,000円未満切捨て】	②②										
		②②に対する税額（②②×20％）	②③										
		外国税額の控除額	②④										
	差引税額（②③－②④）	②⑤											
④ 修正申告によって異動した事項													
異動の内容													
異動の理由													

改正後	改正前
書きかた等 1 修正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二又は第二表に記入して、一緒に提出してください。 （注）修正申告書（別表）の「❷修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合に記入し、また「❸修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告する場合に記入してください。 2この修正申告書（別表）の各欄は、次により記入してください。 (1)「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄は、<u>修正申告書</u>を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。 （注）住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別葉（修正申告書（別表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「❶修正前の課税額（第一表）」欄及び「❷修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。 (2)「❷修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。 3申告書第一表の各欄は、次により記入してください。 (1)「平成□□年分の贈与税の申告書」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。 (2)「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。 (3)「差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(⑩－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑩)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。 (4)「⑮」欄には、申告書第一表の「⑩」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑩」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。 (5)「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(⑭－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。 (6)「⑯」欄には、申告書第一表の「⑭」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑭」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。 4申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。 (1)「平成23年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。 (2)「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。 5申告書第二表の各欄は、次により記入してください。 (1)「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。 (2)「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。 6納付すべき税額（申告書第一表の「⑯」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第二表、修正申告書（別表））を提出する日までに納付してください。 また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。 なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。 ◎ 延滞税の計算方法 新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て × 延滞税の割合 7.3%（注） × 期 間(日 数) 法定納期限の翌日から完納の日まで = 延 滞 税 の 額 1 0 0 円 未 満 の端数切捨て 3 6 5 （注）延滞税の割合は、年単位（1／1～12／31）で適用することとなります。 具体的には次のとおりです。 ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「前年の11／30の日本銀行が定める基準割引率＋4%」のいずれか低い割合 ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後…年「14.6%」 ○本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。 ○計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。 ○申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。	書きかた等 1 修正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二又は第二表に記入して、一緒に提出してください。 （注）修正申告書（別表）の「❷修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合に記入し、また「❸修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告する場合に記入してください。 2この修正申告書（別表）の各欄は、次により記入してください。 (1)「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄は、<u>修正申告</u>を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。 （注）住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別葉（修正申告書（別表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「❶修正前の課税額（第一表）」欄及び「❷修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。 (2)「❷修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。 3申告書第一表の各欄は、次により記入してください。 (1)「平成□□年分の贈与税の申告書」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。 (2)「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。 (3)「差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(⑩－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑩)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。 (4)「⑮」欄には、申告書第一表の「⑩」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑩」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。 (5)「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(⑭－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。 (6)「⑯」欄には、申告書第一表の「⑭」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑭」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。 4申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。 (1)「平成22年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。 (2)「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。 5申告書第二表の各欄は、次により記入してください。 (1)「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。 (2)「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。 6納付すべき税額（申告書第一表の「⑯」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第二表、修正申告書（別表））を提出する日までに納付してください。 また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。 なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。 ◎ 延滞税の計算方法 新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て × 延滞税の割合 7.3%（注） × 期 間(日 数) 法定納期限の翌日から完納の日まで = 延 滞 税 の 額 1 0 0 円 未 満 の端数切捨て 3 6 5 （注）延滞税の割合は、年単位（1／1～12／31）で適用することとなります。 具体的には次のとおりです。 ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「前年の11／30の日本銀行が定める基準割引率＋4%」のいずれか低い割合 ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後…年「14.6%」 ○本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。 ○計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。 ○申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

改正後		改正前																																																																																					
平成 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書 (通知用) 〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕		平成 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書 (通知用) 〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕																																																																																					
氏名 殿		氏名 殿																																																																																					
この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。 課税標準等の計算明細の⑧欄又は⑨欄の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。 なお、⑧欄又は⑨欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。		この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。 課税標準等の計算明細の⑧欄又は⑨欄の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。 なお、⑧欄又は⑨欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。																																																																																					
○課税標準等の計算明細		○課税標準等の計算明細																																																																																					
<table><thead><tr><th>区 分</th><th>当初課税額(額)</th><th>額</th><th>増減(△)差額</th></tr></thead><tbody><tr><td>住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1</td><td>①</td><td></td><td></td></tr><tr><td>住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2</td><td>②</td><td></td><td></td></tr><tr><td>平成 22 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最 高 1,500 万 円)</td><td>③</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非 課 税 限 度 額 (1,000 万 円 (又は 1,500 万 円) - ③)</td><td>④</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①のうち非課税の適用を受ける金額</td><td>⑤</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②のうち非課税の適用を受ける金額</td><td>⑥</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑤ + ⑥)</td><td>⑦</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑤)</td><td>⑧</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑥)</td><td>⑨</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額	住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①			住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②			平成 22 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最 高 1,500 万 円)	③			非 課 税 限 度 額 (1,000 万 円 (又は 1,500 万 円) - ③)	④			①のうち非課税の適用を受ける金額	⑤			②のうち非課税の適用を受ける金額	⑥			非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑤ + ⑥)	⑦			①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑤)	⑧			②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑥)	⑨			<table><thead><tr><th>区 分</th><th>当初課税額(額)</th><th>額</th><th>増減(△)差額</th></tr></thead><tbody><tr><td>住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1</td><td>①</td><td></td><td></td></tr><tr><td>住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2</td><td>②</td><td></td><td></td></tr><tr><td>平成 21 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額</td><td>③</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非 課 税 限 度 額 (1,500 万 円 (又は 500 万 円) - ③)</td><td>④</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①のうち非課税の適用を受ける金額</td><td>⑤</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②のうち非課税の適用を受ける金額</td><td>⑥</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑤ + ⑥)</td><td>⑦</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑤)</td><td>⑧</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑥)</td><td>⑨</td><td></td><td></td></tr><tr><td>翌年に繰り越される非課税額 (④ - ⑦)</td><td>⑩</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額	住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①			住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②			平成 21 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額	③			非 課 税 限 度 額 (1,500 万 円 (又は 500 万 円) - ③)	④			①のうち非課税の適用を受ける金額	⑤			②のうち非課税の適用を受ける金額	⑥			非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑤ + ⑥)	⑦			①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑤)	⑧			②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑥)	⑨			翌年に繰り越される非課税額 (④ - ⑦)	⑩		
区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額																																																																																				
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①																																																																																						
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②																																																																																						
平成 22 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最 高 1,500 万 円)	③																																																																																						
非 課 税 限 度 額 (1,000 万 円 (又は 1,500 万 円) - ③)	④																																																																																						
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑤																																																																																						
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑥																																																																																						
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑤ + ⑥)	⑦																																																																																						
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑤)	⑧																																																																																						
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑥)	⑨																																																																																						
区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額																																																																																				
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①																																																																																						
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②																																																																																						
平成 21 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額	③																																																																																						
非 課 税 限 度 額 (1,500 万 円 (又は 500 万 円) - ③)	④																																																																																						
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑤																																																																																						
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑥																																																																																						
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑤ + ⑥)	⑦																																																																																						
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑤)	⑧																																																																																						
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑥)	⑨																																																																																						
翌年に繰り越される非課税額 (④ - ⑦)	⑩																																																																																						
()枚のうち()枚目		()枚のうち()枚目																																																																																					
(資5-23-3-1-A4統一)		(資5-23-3-1-A4統一)																																																																																					

税務署
平成 年 月 日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ		電話番号	()
氏 名			

交換・買換え（代替）の特例を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文（〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。）
租税特別措置法 第 条 第 項
震災特例法

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類		数 量	m ²
取 得 資 産 の 該 当 条 項（※）	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 (2) 第37条の5第1項の表の { 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅) } 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の { 第1号 (国内の土地等・減価償却資産) 第2号 (被災区域内の土地等・減価償却資産) }		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

※ 該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載してください。

(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価格が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士

電話番号

税務署
平成 年 月 日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ		電話番号	()
氏 名			

交換・買換え（代替）の特例を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文
租税特別措置法第 条 第 項

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類		数 量	m ²
取 得 資 産 の 該 当 条 項（※）	1 第37条第1項の表の 第 号 2 第37条の5第1項の表の { 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅) }		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

※ 該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載してください。

(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士

電話番号

名簿番号

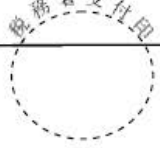
やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

名簿番号

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

※印印の欄については、該当する部分を○で囲むか又は該当する号数を記載してください。

※印印の欄については、該当する部分を○で囲むか又は該当する号数を記載してください。

 税務署長殿 年 月 日提出	申請者	住所	〒		
		フリガナ			
		氏名	電話 () ⑩		
租税特別措置法 第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。 記					
1 譲渡した資産の明細					
所在地					
資産の種類		数量	㎡		
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日		
2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細					
資産の種類		数量	㎡		
取得資産の該当条項（※）	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 (2) 第37条の5第1項の表の { 第1号(中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) } { 第2号(中高層の耐火共同住宅) } 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の { 第1号(国内の土地等・減価償却資産) } { 第2号(被災区域内の土地等・減価償却資産) }				
	取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日	
やむを得ない事情の詳細	認定を受けようとする年月日 年 月 日				

関与税理士	⑩	電話番号	
-------	---	------	--

(資6-80-1-A4統一)
H23.11

 税務署長殿 年 月 日提出	申請者	住所	〒		
		フリガナ			
		氏名	電話 () ⑩		
租税特別措置法第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。 記					
1 譲渡した資産の明細					
所在地					
資産の種類		数量	㎡		
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日		
2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細					
資産の種類		数量	㎡		
取得資産の該当条項（※）	1 第37条第1項の表の 第 号 2 第37条の5第1項の表の { 第1号(中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) } { 第2号(中高層の耐火共同住宅) }				
	取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日	
やむを得ない事情の詳細	認定を受けようとする年月日 年 月 日				

関与税理士	⑩	電話番号	
-------	---	------	--

(資6-80-1-A4統一)
H21.11

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、同法第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。
- (2) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第 37 条第4項又は同法第 37 条の5第2項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承諾を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。
- (2) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承諾申請をすることはできませんのでご注意ください。

この欄には
書かないで
ください。

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

(注)この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

税務署長殿 年 月 日提出	届出者	住所	〒
		フリガナ	
	氏名	電話	

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法第37条第3項
震災特例法第12条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 取得した資産（先行取得資産）

種類			
規模			
所在地			
用途			
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取得価額	円	円	円

2 譲渡予定資産

種類			
----	--	--	--

3 その他参考となる事項

関与税理士	電話番号
-------	------

この欄には
書かないで
ください。

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

(注)この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項の規定の適用は受けられません。

税務署長殿 年 月 日提出	届出者	住所	〒
		フリガナ	
	氏名	電話	

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法第37条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 取得した資産（先行取得資産）

種類			
規模			
所在地			
用途			
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取得価額	円	円	円

2 譲渡予定資産

種類			
----	--	--	--

3 その他参考となる事項

関与税理士	電話番号
-------	------

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条3項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。

（注） 租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。

- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の翌年3月15日までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

- 3 各欄は次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。

(1) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

(2) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。

(3) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。

(4) 「用途」については、事務所用、店舗用（〇〇販売）、工場用（〇〇製造）などと具体的に記載してください。

記 載 要 領 等

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第37条第3項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。

（注） 租税特別措置法第37条第3項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。

- 2 この届出書は、届け出ようとする資産を取得した年の翌年3月15日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

- 3 各欄は次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。

(1) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。

(2) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。

(3) 「用途」については、事務所用、店舗用（〇〇販売）、工場用（〇〇製造）などと具体的に記載してください。

【平成 年分】 保証債務の履行の ための資産の譲渡 に関する計算明細書 (確定申告書付表)		譲渡者 住所 関与住所 税理士	氏名	氏名	電話番号 ()	電話番号 ()	
保証債務の 明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称			
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称			
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年 月 日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円			
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年 月 日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 ④	円		
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日 年 月 日	求償権の行使不能額 ⑤	④のうち既に支払を受けた金額 円			
	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期			
保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	資産の所在地番						
	資産の種類						
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)		
	譲渡先 住所又は所在地						
	氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)			
	譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
譲渡価額の総額	円	円	円				
譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の⑤の金額)	①	円	譲渡所得 第64条第2項適用 前の金額	総合課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (申告書B第一表の⑨+⑩に相 当する金額。赤字のときは0)	②	円
	総所得金額 (申告書B第一表の⑨に相当する金額)(注1)	②	円	山林所得 第64条第2項適用 前の金額	分離課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (⑩の金額)	③	円
	山林所得金額 (申告書第三表の⑫に相当する金額)	③	円		分離課税の株式等に係る譲渡 所得の金額(繰越控除後) (⑪の金額のうち、譲渡所得の金額。 赤字のときは0)	④	円
	退職所得金額 (申告書第三表の⑬に相当する金額)	④	円		分離課税の先物取引に係る 譲渡所得の金額(繰越控除後) (⑫の金額のうち、譲渡所得の金額。 赤字のときは0)	⑤	円
	小計 (②+③+④。赤字のときは0)	⑤	円		合 計 (②+③+④+⑤)	⑥	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑭に相当する金額。赤字のときは0)	⑥	円		山林所得金額 (⑩の金額。赤字のときは0)	⑦	円
	分離課税の株式等に係る譲渡 所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑮+⑯に相当する金額。赤字のときは0)	⑦	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 (⑥・⑦・⑧のうち低い金額又は ⑥・⑦・⑧のうち低い金額)	⑧	円
	分離課税の上場株式等に係る配当所 得の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑰に相当する金額)	⑧	円		合 計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)	⑨	円
	分離課税の先物取引に係る 雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑱に相当する金額。赤字のときは0)	⑨	円				
	求償権が 行使不能と なった事情 の説明						

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑨+⑩+⑪」×1/2の金額となります。
 2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
 3 「⑩」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑩×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署におたずねください。
 (資6-12-A.4統一)
 (平成23年分以降用)
 H23.11

【平成 年分】 保証債務の履行の ための資産の譲渡 に関する計算明細書 (確定申告書付表)		譲渡者 住所 関与住所 税理士	氏名	氏名	電話番号 ()	電話番号 ()	
保証債務の 明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称			
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称			
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年 月 日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円			
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年 月 日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 ④	円		
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日 年 月 日	求償権の行使不能額 ⑤	④のうち既に支払を受けた金額 円			
	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期			
保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	資産の所在地番						
	資産の種類						
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)		
	譲渡先 住所又は所在地						
	氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)			
	譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
譲渡価額の総額	円	円	円				
譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の⑤の金額)	①	円	譲渡所得 第64条第2項適用 前の金額	総合課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (申告書B第一表の⑨+⑩に相 当する金額。赤字のときは0)	②	円
	総所得金額 (申告書B第一表の⑨に相当する金額)(注1)	②	円	山林所得 第64条第2項適用 前の金額	分離課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (⑩の金額)	③	円
	山林所得金額 (申告書第三表の⑫に相当する金額)	③	円		分離課税の株式等に係る譲渡 所得の金額(繰越控除後) (⑪の金額のうち、譲渡所得の金額。 赤字のときは0)	④	円
	退職所得金額 (申告書第三表の⑬に相当する金額)	④	円		分離課税の先物取引に係る 譲渡所得の金額(繰越控除後) (⑫の金額のうち、譲渡所得の金額。 赤字のときは0)	⑤	円
	小計 (②+③+④。赤字のときは0)	⑤	円		合 計 (②+③+④+⑤)	⑥	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑭に相当する金額。赤字のときは0)	⑥	円		山林所得金額 (⑩の金額。赤字のときは0)	⑦	円
	分離課税の株式等に係る譲渡 所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑮+⑯に相当する金額。赤字のときは0)	⑦	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 (⑥・⑦・⑧のうち低い金額又は ⑥・⑦・⑧のうち低い金額)	⑧	円
	分離課税の上場株式等に係る配当所 得の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑰に相当する金額)	⑧	円		合 計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)	⑨	円
	分離課税の先物取引に係る 雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑱に相当する金額。赤字のときは0)	⑨	円				
	求償権が 行使不能と なった事情 の説明						

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑨+⑩+⑪」×1/2の金額となります。
 2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
 3 「⑩」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑩×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署におたずねください。
 (資6-12-A.4統一)
 (平成22年分以降用)
 H22.11

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買 取 り の 年 月 日	
	平成21年1月1日 ～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日 以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第17号	第16号

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買 取 り の 年 月 日	
	平成20年1月1日 ～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日 以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第17号	第16号

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※ 1		※ 2	※ 3	※ 4
譲 渡 年 月 日				
平成21年 1 月 1 日 ～ 平成21年 3 月 31 日	平成21年 4 月 1 日 以降			
第13号	—	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類の写し
			ホ	検査済証の写し
第15号	第14号		ハ(2)	都道府県知事の証する書類の写し
第16号	第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証の写し
		中高層の耐火共同住宅の建設		

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※ 1		※ 2	※ 3	※ 4
譲 渡 年 月 日				
平成20年 1 月 1 日 ～ 平成21年 3 月 31 日	平成21年 4 月 1 日 以降			
第13号	—	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類の写し
第15号	第14号		ホ	検査済証の写し
第16号	第15号		ハ(2)	都道府県知事の証する書類の写し
第16号	第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証の写し
		中高層の耐火共同住宅の建設		

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※１〕

	譲渡した年月日
	平成21年1月1日以降
「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

〔※２〕

	譲渡した年月日		
	平成17年1月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日 以降
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第20項	第22項	第24項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「２ 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※１〕

	譲渡した年月日
	平成20年1月1日以降
「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

〔※２〕

	譲渡した年月日			
	平成16年1月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日 以降
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第19項	第20項	第22項	第24項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「２ 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。